

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年9月3日

世田谷区

### 1 事業計画の概要

#### (1) 件名

清掃・リサイクル施設再整備基礎調査／施設整備方針策定支援業務委託

#### (2) 業務内容

令和6年3月に策定された「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）」において、本計画期間内に世田谷清掃事務所、玉川清掃事務所、エコプラザ用賀が築65年を迎えるため、清掃・リサイクル施設の整備方針を検討する。

清掃・リサイクル事業においては、更なるごみの減量やリサイクルの推進、新たな品目の分別回収の実施など多様な課題に対応する必要がある。しかし、高齢化に伴う技能系職員の更なる減少が見込まれているため、施設の整備方針とあわせて、清掃・リサイクル事業の組織の再編成についても検討を行っている。

本プロポーザルは、これまで区で実施した施設再整備計画検討の状況をふまえ、令和6年度は、施設整備方針策定に向けた基礎調査を実施する。令和7年度は、基礎調査の内容をふまえ、清掃・リサイクル施設の整備方針の策定に必要な調査・分析・資料作成等を行うものである。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年7月31日まで（予定）

※ただし、契約は単年度ごとに締結し、各年度における当該事業の予算配当があること、および前年度の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

※業務内容・スケジュールが変更になる場合は、契約を締結しないことがある。

#### (4) 整備予定地

エコプラザ用賀（用賀4-7-1）

### 2 参加資格

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業または共同企業体（以下「JV」という）とする。

(1) 単体企業として本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）

- ② 世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- ③ 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 応募者またはその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成 24 年 12 月 10 日条例第 55 号）第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 清掃・リサイクル施設の再整備に関するプロポーザル方式事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
- ⑦ 東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付において、建築設計格付が 1 位から 100 位以内であること。
- ⑧ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。
- ⑨ 平成 26 年以降に、国または地方公共団体が発注した延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築または全面改築に関わる構想・計画、設計業務のいずれも完了した実績があること。
- ⑩ 民間資金等の活用による公共施設等の整備に関する調査検討等、本案件と類似する業務の契約実績があること。
- ⑪ 応募日時点において、世田谷区の競争入札参加資格を有していること。

※⑨については、構想から設計までの一連の契約である必要はない。

(2) J Vとして本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、J Vを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

- ① 代表構成員は、2.(1)①から⑪を全て満たすこと。
- ② 代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。
- ③ 全ての構成員は、2.(1)①から⑥を満たすこと。

(3) 参加における制限

- ① 応募者からの応募は 1 点のみとする。
- ② 応募者は、連名による応募はできない。
- ③ 応募者が単体企業である場合、他の応募者である J Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。
- ④ 応募者が J Vである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者である J Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。
- ⑤ 応募者が業務を再委託する協力事務所等は、他の応募者の単体企業、及び J Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。

※応募者が業務を再委託する協力会社が、他の応募者の再委託先となることは妨げない。

※上記①～⑤の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法

人格の場合は同一企業と見なす。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2. 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加希望届出書を提出した者。なお、2次提案書類の提出者については、1次審査通過者に限る。

### 4 提案書を選定するための評価基準

#### (1) 1次審査における評価項目

評価項目	評価事項
事業者の体制・実績 (業務経歴等)	事業者の概要、業務実施体制、企業実績を評価する。
担当チームの能力 (主任技術者・担当の経験と実績)	主任技術者・担当者の資格・経験、業務実績等を評価する。

#### (2) 2次審査における評価項目

評価項目	評価事項
提案課題の内容	提案課題および見積書の内容を評価する。
プレゼンテーションの内容	提案書の内容を補完し、分かりやすい説明になっているか評価する。
コミュニケーション能力	質問に対する応答態度・内容が適切であるかを評価する。
取り組み意欲	業務に対する熱意、取り組み意欲が強く感じられるかについて評価する。
総合評価	1次審査、2次審査を通して、提案者の能力、提案内容の妥当性、実現可能性について総合的に評価する。

### 5 手続き方法等

#### (1) 担当課

〒156-0043 世田谷区松原6丁目3番5号 梅丘分庁舎2階  
世田谷区清掃・リサイクル部管理課  
電話03-6304-3210 FAX03-6304-3341  
電子メール：[SEA02239@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02239@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

#### (2) 説明書の交付期間、方法および場所

##### ① 期間

令和6年9月3日(火)午前9時から9月17日(火)午後5時まで

##### ② 方法

(ア) 世田谷区のホームページからダウンロード

(イ) 清掃・リサイクル部管理課窓口で希望者に無償交付(土曜、日曜、祝日を除く)

午前9時から午後5時まで)

③ 場所

(ア) 世田谷区ホームページ

トップページ→[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→[現在実施中のプロポーザル情報](#)→[くらし・手続き](#)

またはページ番号「18583」で検索

(イ) 交付窓口

世田谷区清掃・リサイクル部管理課窓口（梅丘分庁舎2階）

住所 〒156-0043 世田谷区松原6-3-5

(3) 参加表明書および1次提案書の提出期限、方法および場所

- ① 期限 令和6年9月17日（火）午後5時まで（必着）
- ② 方法 持参、郵送の何れか（詳細は説明書参照）
- ③ 場所 清掃・リサイクル部管理課

(4) 2次提案書の提出期限、方法および場所

- ① 期限 令和6年10月18日（金）午後5時まで（必着）
- ② 方法 持参、郵送の何れか（詳細は説明書参照）
- ③ 場所 清掃・リサイクル部管理課

## 6 選定方法

委託先の候補者を選定するため、「清掃・リサイクル施設の再整備に関するプロポーザル方式事業者選定委員会設置要綱」により選定委員会を設置し、審査する。

〈選定委員会の構成員〉

清掃・リサイクル部長	池田 豊
施設営繕担当部長	佐々木 康史
政策経営部副参事（公共施設担当）	大橋 弘典
施設営繕担当部公共施設マネジメント課長	高橋 毅
施設営繕担当部施設営繕第一課長	奥 清人
清掃・リサイクル部事業課長	荒木 義昭
清掃・リサイクル部世田谷清掃事務所長	松田 一清

## 7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ① 契約保証金：免除
- ② 契約書作成の要否：要
- ③ 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は特定された提案書の内容に拘束されないものとする。

- ④審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ⑤第一候補者が辞退した場合は、次点の候補者と契約にむけた協議を行うこととなる。
- ⑥業務の全部または主要な部分を第三者に委託してはならない。本業務の一部を再委託する場合は、事前に区の書面による承諾を得ることとする。
- ⑦当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無:有(令和7年度以降:基本構想策定業務委託、基本設計業務委託、実施設計業務委託、工事管理業務委託)  
(ただし、①予算配当を条件とする。②契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。)

(3) プロポーザルの途中辞退について

プロポーザル招請通知、二次審査招請通知を受け取ったものが参加を辞退する場合は、辞退届により事務局まで提出すること。なお、辞退した場合でもこれを理由として、区が発注する業務等で不利益な扱いを受けることはない。

(4) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について

参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

(5) 予定配置者の変更について

業務の履行開始後、提案時に提出した予定配置者は原則として、変更できないものとする。病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合には同等以上の資格・スキルを持つ者を配置し、区の承諾を得なければならない。

(6) 提案者の失格について

参加表明書または提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。

(7) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について

- ①提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、区は選定以外の目的に使用しない。
- ②区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由を必要に応じて公表することができる。